

令和3年4月28日

御取引先 各位

株式会社サクラマ  
代表取締役 宇井幹典 

## 「株」宮本製作所」の消費者庁より措置命令を受けて

平素から大変お世話になりまして誠に有難うございます。

此度の消費者庁（以下 消費者庁）から株式会社宮本製作所（以下 宮本製作所）に対する『洗たくマグちゃん』『ベビーマグちゃん』『ランドリーマグちゃん』の3商品に対して不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令につきまして、現在宮本製作所からの正式回答は来ておりませんが、本日時点での弊社の見解を示させていただきます。

### 記

先ずは今回消費者庁より指摘のあった内容として「景品表示法」の規定により禁止されている 不当な表示を行っていた ことに対する措置命令であると言う事で御座います。

内容に関し一部、消費者庁からの文章より抜粋し記しますが容器包装において、「ご家庭の水道水がアルカリイオンの水素水に変身!」「洗剤を使わなくても大丈夫なお洗濯」「部屋干しのイヤな臭いをスッキリ解消!」「菌の抑制」及び「除菌試験により99%以上の抑制効果が確認されています。」等と表記するなど 洗濯用洗剤を使用して洗濯した場合と同程度に洗浄する効果、部屋干し臭の発生を防止する効果及び菌を99%以上除菌する効果が得られるように示す表示をしていたこと等、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであるという事が今回指摘された事実でございます。

一部のニュース報道などで取り沙汰されている「効果の根拠がない」等の報道に関しては、あたかも全く効果がないような内容になっておりますが、宮本製作所も第三者機関によるエビデンスデータも取得しています。弊社独自でも「一般財団法人 カケンテストセンター 京都検査所」にて pH 試験・かび抵抗性・抗菌性・消臭性・防汚性の JIS・業界規格に基づいた試験を行い、有効性が認められております。（各試験は現実よりも高い濃度でのかび・菌類・皮脂を用いて試験しております。）その為、商品自体には問題ないものと弊社として認識しております。

宮本製作所の行き過ぎた表現・表記を裏付ける根拠に対して、令和3年4月27日時点で宮本製作所が消費者庁に提出したデータでは不十分であり、今回の措置になったものと思われま

今回の措置命令に対して、宮本製作所としては消費者庁より指摘を受けた内容に対して第三者機関の協力および弁護士監修の上、すでに消費者庁からもエビデンスとして認められた実際の使用環境に近しい試験データ（洗浄試験報告書（食品汚れ5種）・臭気試験報告書（官能試験））に基づく新パッケージの準備を迅速に進めていると報告を受けております。

（新パッケージの表示根拠となるエビデンスデータ2点に関しては、別紙をご参照ください。）

不足している試験データにつきましては、第三者機関、大学等と連携し継続してエビデンスデータの取得に努めて参りますとのことです。

また自社で運営をするウェブサイトや広告等の修正・改善についても順次対応をしていき、消費者様向けの案内文章につきましても宮本製作所にて現在作成中となっております。

上記に記載の事実と宮本製作所の令和3年4月28日時点での回答を踏まえ、弊社の現段階での対応としましては下記の3点とさせていただきます。

**① 当面の企画および商品取り扱いの休止。**

※消費者庁から指摘内容に対して、宮本製作所の対応が完了するまで。

**② 弊社オリジナルパッケージの文言や紙面表記の見直し及び修正・改善**

**③ 返品・返金につきましては原則、未使用・未開封の商品に限りご対応を致します。**

**※今回の消費者庁からの措置命令には、商品の自主回収は含まれておりません。**

上記以外にお詫び状等をご検討の場合はお取引先様ごとにご対応をさせていただきますので各営業担当までご連絡を頂けますと幸いです。

追加のご対応および最終判断につきましては宮本製作所が指摘内容に対して表示全般を修正・改善・刷新し、消費者庁の承認を得た段階にて改めて書面にてご通達をさせて頂ければと存じます。

以上

**【本件に関するお問い合わせ先】**

株式会社サクラマチ

(TEL) 03-3425-5100 (FAX) 03-3425-5111

(土・日・祝日を除く)